

## 申請はお早めに「被災者生活再建支援金」の申請がお済みでない方へ

☎ 福祉課生活再建支援係 ☎ 289-1400

### 被災者生活再建支援制度とは

自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に「被災者生活再建支援金」を支給し、生活再建を支援するための制度です。

### 支給の対象

1. 住宅が全壊した世帯
2. 住宅が大規模半壊した世帯
3. 「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合（「解体世帯」として、「全壊」と同等の支援が受けられます）

### 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される**基礎支援金**と、住宅の再建方法に応じて支給される**加算支援金**の合計額になります。

### 基礎支援金（住宅の被害に応じて支給される支援金）

	全壊	解体世帯※1	大規模半壊
複数世帯※2	100万円	100万円	50万円
単数世帯※3	75万円	75万円	37.5万円

### 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給される支援金）

	建設・購入	補修	賃貸（公営を除く）
複数世帯	200万円	100万円	50万円
単数世帯	150万円	75万円	37.5万円

※1 半壊解体世帯、大規模半壊解体世帯、敷地被害解体世帯のこと

※2 世帯構成員が2人以上

※3 世帯構成員が1人

### 申請期限

**基礎支援金 平成30年5月13日まで**  
 （平成29年5月13日までの申請期間が1年間延長となっています）

**加算支援金 平成31年5月13日まで**

### 申請場所

福祉課生活再建支援係

### 必要書類

#### 基礎支援金

- ・り災証明書
- ・預金通帳の写し（世帯主名義のもの）
- ・「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、住宅を解体した場合は「滅失登記簿謄本」または町発行の解体証明書（表1を参照）
- ・敷地被害により住宅を解体した場合は宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真などの住宅敷地に被害を受けたことが確認できる証明書

#### 加算支援金

- ・住宅を建設、購入、補修、賃借するときの契約書等の写し

表1 「解体世帯」が解体後に支援金申請をする場合の必要書類

	公費解体	自費解体
自己所有	Aへ	Bへ
賃貸	Bへ	Bへ

#### Aに当てはまる方（①か②いずれかをご提出ください）

- ①町発行の「損壊家屋等の解体・撤去証明書」（原本）  
⇒解体後、環境衛生課から郵送します。**申請は不要です。**
- ②滅失登記簿謄本（原本）  
⇒解体後、滅失登記が行われたのちに、法務局で取得することができます。

#### Bに当てはまる方（①か②いずれかをご提出ください）

- ①町発行の「解体証明書」（原本）  
⇒解体補助金の交付決定後、環境衛生課が発行します。**申請が必要です。**
- ②滅失登記簿謄本（原本）  
⇒解体後、滅失登記が行われたのちに、法務局で取得することができます。

#### ■滅失登記について

建物を解体した場合、本来は所有者が建物の滅失登記を申請しなければなりません。熊本地震により倒壊した家屋などについては、特例により、所有者の申請によらずに登記官の職権で、順次、滅失登記が行われています。お急ぎであれば、所有者ご自身で法務局へ申請を行ってください。